

社会福祉法人やまゆり福祉会事業用自動車管理規程

(平成19年度第4回理事会承認)

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人やまゆり福祉会（以下「法人」という。）が実施する障害福祉サービス等の事業の用に供する自動車の運転業務の円滑な遂行と搭乗者の安全を図ることを目的とする。

(意義)

第2条 この規程における用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 「自動車」とは、障害福祉サービスの用に供するために配車した法人名義又は借用した道路交通法（昭和35年法律第105号）に定める自動車をいう。
- (2) 「搭乗者」とは、法人と雇用関係（及び指揮命令関係）にある者であって、業務遂行のために自動車を運転するもの（以下「運転手」という。）及び同乗する者をいう。

第2章 管理

(管理責任者)

第3条 自動車運転の安全運転管理者は、理事長が別に任命する職員とする。

2 安全運転管理者は、障害福祉サービスの用に供する自動車の保管、使用、整備及び搭乗者の安全についての責任を負う。

(増車・廃車)

第4条 増車、買替、廃車等は、安全運転管理者がその必要性を検討し、購買、売却等の必要な手続きを行う。

(保険)

第5条 法人は、自動車損害賠償保険のほか、次の任意保険に加入する。

- (1) 対人損害賠償責任保険
- (2) 対物損害賠償責任保険
- (3) 車両損害保険
- (4) 搭乗者傷害保険

第3章 運行

(運行責任者)

第6条 運転者の属する管理者は、運転者の選任、教育、運転時間、運転地域の指示等、自動車の運行に関する一切の責任を負う。

2 運転者は、自動車の運行に関しては、常に管理者の指示に従わなければならない。

(事業用自動車の使用制限)

第7条 運転者は、次のことをしてはならない。

- (1) 障害福祉サービスの用に供する以外に自動車を使用すること。
- (2) 法人外の者に自動車を使用させること。

(私有車の使用禁止)

第8条 運転者は、障害福祉サービスの用に供するために私有の車を使用してはならない。

(運行届の提出)

第9条 運転者は、自動車の使用にあたって、使用日時、行先、使用目的、使用車両名等を所定の様式にて安全運転管理者を通じて管理者に届け出て使用の許可を受けること。

(整備・点検)

第10条 運転者は、運転する自動車の点検・清掃について、次の事項を守らなければならない。

- (1) 運転者は、運転を開始する前に必ず始業点検を行って異常の有無を確認し、異常のあるときは使用を中止して適切な措置を行うこと。
- (2) 安全運転管理者は、法定定期点検及び車両検査について、検査証の有効期限内に指示する整備場所で検査を行わせるものとする。
- (3) 運転者は、自動車の美観や衛生状態を維持するために清掃を実施すること。

(修理)

第11条 車体又は部品の修理を要する場合は、運転者は、安全運転管理者を通じて管理者に報告し、指示に従うものとする。ただし、緊急の故障などで連絡不能の場合は、運転者の判断で修理を行い、事後速やかに報告するものとする。

2 安全運転管理者は、修理の内容により、保険の適用、修理予算等を勘案のうえ修理手続きをとる。

(燃料補給)

第12条 燃料等の補給は、安全運転管理者の指定する場所で行わなければならない。ただし、やむを得ない場合は、運転者の判断で指定する以外の場所が必要最小限の補給を行うことができる。

(保管)

第13条 運転者は、自動車使用後は、安全運転管理者の指定した場所に施錠のうえ保管しなければならない。この場合、車の鍵は、運転終了後に必ず所定の場所に保管しなければならない。

2 やむを得ない事由により自動車を指定の場所に保管できない場合は、事前に安全運転管理

者にその旨を報告してその指示に従わなければならない。

第4章 安全

（一般的心構え）

第14条 運転者は、交通法規、この規程及び法人が定める他の諸規程を遵守するとともに、管理者及び安全運転管理者の指示に従い、安全に心がけて自動車を使用しなければならない。

2 安全運転管理者は、車両の定期点検・運転者の講習会等搭乗者の安全を守るための諸施策を積極的に行う。

（健康管理）

第15条 管理者は、運転者の健康状態に常に注意を払い、安全運転が確保できないおそれがある者に対しては、運転を中止させなければならない。

（飲酒・過労運転の禁止）

第16条 運転者は、飲酒、過労の場合には自動車を運転してはならない。

（運転者の選任取消）

第17条 管理者は、運転者が自動車の運転に不適任であると認めたときは、その選任を取り消す。

（罰金・科料）

第18条 運転者が交通法規違反により罰金、科料等を徴収された場合は、本人が負担するものとする。

第5章 事故処理

（事故の定義）

第19条 この章において「事故」とは、自動車運転中に作為又は不作為により、当方もしくは相手方又はその双方に人的・物的被害が生じた場合をいう。

（事故発生にとるべき措置）

第20条 運転者は、事故により人に負傷させ、若しくは死亡させたとき、又は物を破損したときは、すべてに優先して被害者を救護し、道路における危険を防止し、速やかに他の交通の妨害とならないための処置をとらなければならない。

2 運転者は、事故が生じた場合には、直ちに次に定める処置を講じなければならない。

（1） 所轄警察署に報告し、その立ち会いを受けて調査に応じ、事故証明書を受けられるようにすること。

- (2) 事故現場から管理者又は安全運転管理者に報告し、必要によっては現場への応援を依頼すること。
- (3) その後の交渉、その他の手続きを進めるうえに必要な書類を作成するため、次の事項を確認し記録すること。
 - ①事故の相手方の住所、氏名、性別、職業、電話番号（法人の場合は法人名、役職名、その法人の事故担当者の氏名も併せて記録する）
 - ②相手方の任意保険会社名、連絡先
 - ③相手方の車両登録番号
- (4) 破損した自動車は、立ち会い及び事故証明書の処置の終了後、現状のまま修理工場に運び、写真及び修理見積書をとること。

（事故報告）

第21条 運転者は、事故が生じた場合には、遅滞なく安全運転管理者を通じて管理者に事故報告書を提出しなければならない。

2 報告書に記載すべき事項及び添付すべき書類は、次に定めるところによる。

- (1) 運転者の氏名
- (2) 事故の相手方の住所、氏名、性別、職業、電話番号、所属法人名、役職名その他参考事項
- (3) 事故が発生した日時、場所
- (4) 事故の経緯および原因
- (5) 相手方及び当方又は一方が受けた人的・物的被害の状況
- (6) その他参考となる書類
 - ①事故証明書
 - ②修理見積書
 - ③破損状況の写真
 - ④診断書
 - ⑤その他参考となる書類

（独断による示談交渉の禁止）

第22条 運転者は、独断で相手方との示談及びその交渉等を行ってはならない。ただし、軽度の対物事故に限り、現場にて緊急に処理する必要が生じたときは、安全運転管理者又は管理者に連絡し、その指示を受けるものとする。

（対外交渉）

第23条 事故に伴う対外的交渉の担当者は、管理者とする。ただし、重大な事案の場合は、専門家に委任することができる。

（損害金額の負担）

第24条 業務中の交通事故による損害賠償責任は、法人が負うものとする。

第6章 災害補償

(災害補償)

第25条 運転者又は同乗者が、業務遂行の途上において負傷又は死亡した場合は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に定める災害補償を受けることができる。

附 則

この規程は、平成17年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年10月1日から施行する。